

Report on May Tanaka

(4)

(04)

極秘

三月事件 青島事件 関

田中(清)少佐ノ年記

(原文儘寫)

註。田中少佐ト、現在陸軍省調査班員

ニテ彼ノ席次五十萬元怪文書事件

ニ關係セル人ナリ

三月、十月事件當時、大尉ナリ

此事件の経過は、既に前記の如く、大體の概況は、既に述べた通りである。以下は、その詳細を述べよう。

極メソ、アリシハ其ノ最大原因ナリ此ノ結果ハ既ニ述ヘシ如ク警視丁ニ着目セラルルニ至リシモノナリ

又十月十五日(十五日)夜橋本中佐が陸軍大臣ニ加盟ヲ強要セルトハ事件ヲ白日ノ下ニ洒ス結果ヲ来セリ

彼等ハ夫行直前ニ於テ上級者ヲ強要シテ加盟セシムルト常ニ號シアリシハ彼等ハ何レノ日ニ決行セント計畫セシヤ吾ハ橋本中佐ノ此ノ行爲ヲ目シテ或ハ苛酷ナランモ中佐自ラ進退尖マリテ決行ノ意志ナク上司ノ力ニヨリテ一般ヲ抑圧セントセシ生ノ非ズヤト見解ス

橋本中佐ハ屢々今村大佐ヲ訪シ「吾ハ今ヤノツピキナラヌ所ニ陥リテ所アリシ事實ニ照シ吾ノ右ノ見解ガ失当ナラザルモノト認めラルル蓋シ今村大佐ハ考謀本部ノ有カ課長ナリ而カモ橋本中佐ハ末分當リ大佐ニ話シカケタルトナキニ均ク十月十日前後実如トシテ右ノ如キ行動セハ何等カノ煩悶アリテ結果ナラン

橋本中佐ノ本心ハ如何十九日セヨ過早ニ処置ニ加盟ヲ強要セルハ明ニ事件ヲ察覺セシメタルモノナリ

3. 西田税、北一輝ハ本件ノ内容ヲ政友會ニ賣リト言フ本件ハ確實ニシテ一実疑フノ余地ナシ

事件其後爲後ニ於ケン彼等二人ノ行動ハ明ニ之ヲ一證シアリ

4. 大川周明博士之レハ宮内省高官ニ懐リト言フ但シ此ノ實ニ就キテハ左ノ如キ異説アリ

宮内省ノスパイハ大川博士ノ信認ヲ得下り今日ノ學ヲ内而セル所スパイハセリテ閣下官ニ報告セリト

4. 大川博士ノ向テ賣レリト

ハ第一新聞社ノ宅野田大ハ本件ヲ逆用シ宮内省高官ヲ脅迫シ金錢ヲ得ントセルニ基因スト

但シ宅野田大ナル者ハ其ノ人ト爲リ上級多ク非難ヲ有シアリ

以上吾ハ所謂十月事件ニ関シ吾ノ見聞スル所ノ大要ヲ年記セリ終リ臨ミ本事件ニ関シ若干ノ誤解アル所ヲ解セントス

8. 十月事件ハ大川反宇垣思想ノ流レ也

或ル程十月事件ニ關係セル者ノ中ニ所謂三月事件ニ關係セル者少

カラス三月事件ハ宇垣大將ノ野望ナリシモ十月事件ハ宇垣大將ノ陸軍ニ附セル大ナル人事上ノ過失ヲモ清算セントスルニ在リ也往々

宇垣大將ノ血流ト歎スレドモ以テ

又本件ハ一切ノ既成政體ヲ清算セントスル所ナルハ明カナルモノナラヌ

（四）西事件ノ指和ニ係連シテ作テ東洋各団下ニ其死ハ切實ニ中化
川浜氏善中佐ハ上高ナル將校ノモノ東京ホテルニ配宿シ準備ス弘前ノ部隊
ヲ馳ケツケタル大隊長等ノ如キモノノモノニ

十月八（十八）日吾ハ研究上ノ同志タル四方憲兵大尉ヲ通ジ事件關係將校
ノ取扱ハ武士道ノ精神ニヨルハ必要ヲ憲兵隊ニ通ズ然ルニ既ニ東京憲兵隊長
ハ收容將校ヲ武士道ノ精神ニヨリ取扱ヒ下リ是レ難波東京憲兵隊長ノ人格
ノ功績ニ歸スベキナリ

手記ハ十七日ニ戻ル

十七日朝憲兵司令官外山中將ノ事件ヲ耳ニスルヤ直チニ之レヲ警視下ニ通
報セリ是レ對シテ警視下ハ本件ニ對シテハ一切軍部ノ取置ニ委ヌ可キヲ以テ
可然取計ハ度シト憲兵司令官本件ヲ警視下ニ通ジタル如キハ無用有
害ノ事ナルハ且憲兵司令官トシテ事件ノ見透シ並ニ確固ニ信念ヲ缺ケ
ル結果ニシテ甚カ不快也

是一般將校ノ感想ナリ

警視下ハ本事件ニ就キ容易ナラザル策動ノ存スルヲ偵知シアリシモ彼等
一派ハ秩父宮 賀陽宮兩殿下ヲ奉ヒアリトト曰フ知リ遂ニ如何トモ為スベカ
ラザルモノト諦メアリト謂フ果シテ真キ
本件ハ癸党ノ關係將校ノ各地ニ分散收容ヲ終リ先ヅ一段落ヲ告グルヤ陸

相率大將ハ本件ニ關シ閣議ニ報告シ新聞記事ハ永久差止メトナレリ 陸
相ハ閣議ニ報告セシ所尤ノ如キ要旨ヲ含ム曰ク

今尙現役將校中ノ一部ニ於テ或ル種ノ策謀ヲ企テタリ然レドモ是レ憂國
慨中ノ熱情ヨリ出テタルモノニシテ他意存スルニ非ズ唯之レヲ放置スルトキハ
外部者ノ策動ニ利用セシ又軍規ヲ破壊スルノ行爲トナリ易キヲ以テ保
護ノ目的ヲ以テ收容セリ云々ト

被收容將校ニ就キテノ非難少ナカズ彼等ハ東京ヨリ藝妓ヲ招キテ遊興
ヲ事ラズルカ如キ或ハ放縱不謹慎ナル態度ヲトリアル等是レ也 彼等ハ約
二旬ノ間收容セシ迄ニ解放セラル

本事件ニ關係セル將校中、橋本中佐ハ重謹慎ニヨリ長少佐、田中（孫）
大尉ハ各自、重謹慎ニ處セラシ其他懲罪者ヲ出サズ 但シ苟クモ
本件ニ多少ナリトモ關係ヲ有スル將校ハ中央部タルト軍隊タルト問ハス
一切之ヲ轉任セシメ人ノ關係ヲ一掃セリ

○十月事件ノ發覺ノ動機

所謂十月事件ハ癸党セル爲因動機ト見ルベキモノ尤ノ如シ
ノ行動ノ不謹慎——一派ノ者ハ明治維新當時ノ志士ヲ夢メ、豪遊ヲ

ふの慨あるべからず

二 現今の社会層を觀るに官級為政者の悖徳行為政黨の腐敗大衆に無理解なる資本家華族國家の將來を思はず子民思想の頹廢を誘導する言論機一夫農村荒廢失業不景氣各種思想団体の進出摩爛文化の躍進的抬頭、學生の愛國心の關如官公吏の自己保存主義等々國家の爲寔に寒心に堪へざる事象の推積なり。然るに之れを正道に導くべき責を負ふ政権に何等之を解決すべき策の見なきものなり。又一片誠意認むべきものなり。従つて政権の威信は益々地に墮ち經濟思想政治の上士民は實に不安なる状態に置かれ子民精神は遂次弛緩し明治維新以來の元氣は消磨し去らんとし不勢は日に下降の道程にあり

更に之を外交方面に觀るに爲政者は小室百年の長計を忘却し列島の鼻息を窺ふことに力之波々として何等對外發展の熱を有せず維新以來の積極進取の氣魄は全く銷磨し去り爲めに人口食糧の解決の困迷は刻々として子民を脅威しつゝあり此情勢は帝室の前途に一大暗礁を横たふものにして之が排除に向ひ強叫する吾人の主張が爲政者により笑殺し去られつゝあり現状は邦家の前途をお心憂はる瘡癩に堪へざるなり

以上内閣外交の政策上の行跡は改進黨者流が私利慾の外一片奉公の大計なしに由来するものにして子民は吾人と共に眞實大衆に根柢を置き眞に天皇を中心とする恆氣あり明らかなるべき。吾人の現出を渴望しつゝあり吾人固より軍人にして直接吾政に参劔すべき世故に非ずと云一片皎々たる報公の玉誠は折に觸れ時に臨みて其精神を現はし爲政者の華い子勢の伸長に資するを得べし。吾人茲に相会して子民力の衰運を慨し自ら顧みて武人の操守を戒むる所以亦此場外を出づるものに非ざるや

参加兵力 近衛各歩兵聯隊より歩兵十中隊附一中隊

歩一、歩三より約一中隊

但し夜間決行の場合ハ除、殆ど全員

参加兵力中大川ニ私淑セル中隊長ハ一中隊全部ヲ以テ又西田
税ニ血盟セル将校ハ殆ど所属中隊全員ヲ以テス

外部より参加者 大川博士及其門下

西田税、北一輝ノ一派

海軍将校ノ抜刀隊(横須賀より)約十名(不明)

霞ヶ浦ノ海軍下ノ爆撃隊十三機

下志津より飛行機 三、四機

実施人首相官邸、閣議ノ席ヲ急襲シ首相以下ノ斬撃——

長少佐ヲ指揮官トス 陛下ニ短刀ヲツキテ之ヲ殺シ、切腹ヲ行ハシメ、
其ノ首ヲ斬リ、急襲占領——小原大尉指揮官トス

3. 陸軍省ヲ参謀本部ノ包圍一切外部ト連絡、遮断並上司

ニ強要シテ同意セシノ旨ゼザル者ハ捕縛ス

軍行動ニ対スル命令ヲ下ス

4. 同時ニ宮中ニ東郷元帥参内

新興勢力(註)彼等、自ラ新興勢力ト稱セリ)ニ大命ヲ

降下ヲ奏上ス

開院宮殿下 西園寺公ニ急使ヲ派ス

新内閣ノ氏名

首相兼陸相 荒木中將

内務大臣 橋本欣五郎中佐

外務大臣 建川美次

大藏大臣 大川周明博士

教習視察總監 長少佐

海軍大臣 小林少将(中将トシテ)(註霞浦ニ航空隊ヲ命)

其他彼等、鬼ヲ不良将校、不良人物ニ対シテ制裁(略ス)

資金 金三千万円ハ臨時使用シ得ル如ク準備シアリ

(註)是等ノ計画ハ夫々細部ニ亘リ立案セシアリキ)

吾ハ今日ヲ最後トシテ断乎トシテ反對ス

建設計画ヲ作ルニテ第一義トス

日本社会ノ現状ト没交渉ナル無謀ナル計画ハ不可

趣意書（会員の外紙）

一熟帝の現状を見れば万象の悉く消極に墮し新進の銳氣は地を
拂いて空しく明治維新以来隆々として奔送し来りし士勢は今や衰頽に
回ることし吾人として痛嘆憂愁措く能はざらむるも有り若し其斯
くの如き状態を以て進ましか吾人大和民族は到底現在に於ける世界
的地位と名譽言とを保持し得ざれば勿論勢の趨く所史上は一朝盛
靚を止めて遂に希臘和蘭の班に墮し恨を千載に残すべきは昭々とし
て明かならざる所なり

而して我々が斯く如き状態に在りし所以のものは其基由する所多々
ありしに余吾人は先づ其核心たるべき為政者の重大なる責任を
指摘せざるを得ず 試みに眼を挙げて彼等の行動を見よ玉氏の師
表として玉政を變理し上陛下に對し奉り重責を擔ふべきに拘らず其
大徳を没却して國是の遂行に勇力なく大和民族興隆の早業たる精神
的方面は慙として之を顧みず唯徒らに改修物資の私慾にのみ没頭し
上は聖明を敬い下は玉民を欺き痛々たる為政の腐敗は今やその極矣に達せ
り
吾民も亦挙げて此の弊風を感知し其カシ意氣尚衰せる現社会の劣弱團氣に

同化せられ既に何事の彈力なき以界の暗雲を一掃して邦家の禍根を剪
除する勇力なき決断とは到底之を求むるに由なき吾民は是等自ら
墓穴を穿ちしつゝあるものぞ其れを左傾困憊にカサ見出さるべからざるの
況象は果して吾人に何れを教示すべからしや此の頽廢し過
せる政党者流の毒刃が軍部に向ひ指向せられつゝあるは之を「ロンドン條
約問題」に就て視るも明かなる事実なり 然るに混濁の在相に摩痺せら
れたる軍部は此の腐敗政略に對してする奮起するの勇力なき決断なき
辛うして老耄己に過去の人物に居すべき者によりて構成せられ其の秘密
院に依りて自己の主張せざるべからざる處を代辯せられたるが如き不甲斐な
き現象を呈せり

軍部が斯く如き状態に陥りし所以のものは其原因一にして是らざるも
平々文々しき土風漸く衰へ一般將校に一定の主義方針と武士道の名に於け
る熱烈なる因縁とを欲除しあるを以て第一義的原因となす 過般海軍は
指向せられし政党者流の毒刃が近く陸軍の強固なとして現はれ来るべき
は明かなる所なり 故に吾人軍部の中堅をなす者は充分なる結束を堅
め日若く其心と以て邁進し固い海軍問題の如き失態をかりしむるは
勿論進めば強硬なる愛国の熱情を以て腐敗し竭せる為政者の腸を挽

實、宮内省、格吏、天皇陛下、軍部より離隔せんとスル旨勅ヲ抑制せんと
セル所、モノナリ、特ニ政党内化セル君例、年臣ヲ情察セ下セル也
3. 本件、櫻會トノ關係
往々ミテ、本件ハ櫻會ノ企テタル所ナリト見ラレ、然レモ否ニテ、前述セル如ク櫻
會中ノ一部急進分子ノ、排外的、策動ナリ、現ニ彼等ノ言フ櫻會ハ微
温的ニシテ、頼ムヘカラスト、櫻會ノ指導精神ハ假令、總裁ヘノ躍進ニ在リト
雖モ、ソレハ彼等一派ト櫻會トノ直接關係アリト言フ、斷定ヲ着サズ
蓋シ、總裁ニ親裁ヘノ躍進ヲ考ル者ハ、軍ニ櫻會ノミニ非カレバナリ

十月事件ニ就テ研究スヘキ点カラス

変革、理論的構想ノ必要
変革者(実行者)トシテ

一貫セル見透シニヨル計畫ノ立案

軍ノ行動ト統帥命令

軍部外ノ者トノ連絡提携ノ問題

豪遊問題

資金問題

秘密問題

誘惑問題

等々

所謂十月事件ニ關シテ、將來ノ参考問題

1. 何故ニ非常手段ニ至ラシク改革ヲ企圖スル者生ジタヤ、其ノ根本問題ノ攻究
2. 軍部ハ國家ノ改造ニ乘リ出スルハ、是非カ、非カ、根本問題
3. 將來第一、第三、等々ノ事件、續出セザルヤ否ヤ
4. 續出スルトセバ、如何ニ處理スルヤ、單純ニ在、抑、制カ、肯定セラル、ヤ否ヤ
5. 青年將校ノ、腦裏ニ深ク印セラレ、ソ、アル、國家改造思想、如何ニ導クヤ
6. 國家改造ハ必然ナリ
ソノ改造ハ、國家自任ノ、自然的推移ニヨルベキヤ
一種ノ革命行動ニヨルベキヤ、革命行動ニヨルベキトセバ、誰ノ人ノ手ニヨルベキヤ
構想ヲ極度ニ輕減セントセバ、其方、軍部ノ威カニヨリ、得カレ、非ズヤ
久シク限リニ於テ、軍部ノ行動ハ、極メテ慎重ナラザルヲ得ズ
7. 三月事件、十月事件等、如何ニ用意ノ行動ハ、絶対ニ廢セザルヲ得ズ
而シテ、目下、澎湃トシテ、渦ク、青年將校ノ、改造思想ハ、三對シテハ、高
確ニ、報ハ、所アラシメ、以テ、輕率ニ、自動ヲ、悔シマシメ、ザルヲ、得カレ
ベシ
8. 國家改造方案、作成ハ、目下、急務カ、一ニ、非ザルヤ

三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月、十月、十一月、十二月、(了)

此會見ノ結果吾ハ次ノ諸事ヲ明カニセリ

ハ彼等ハ九月十九日以来ニ日ヲ除キ連日連夜待合ニ起居シアリ

ニ彼等ノ本據トモ稱スヘキ川合ハ赤坂新橋四谷大塚京橋等ノ各地ニ設ケラル

3. 時々(數日ニ一回位ノ割ニテ)加盟セル中少尉大尉級ヲ若干名宛集メ士氣ヲ鼓舞スル目的ヲ以テ宴會ヲ開ク

大橋中佐ハ各方面ノ人物ト連日會見レツ、アリ時々本據タル待合ニ來ル等々

吾ハ甚シク疑問ヲ投ゲザルベカラザルモノハ彼等ノ多人数ニヨル連日ノ豪遊ノ爲ノ資金、出所如何ト云フ事ガ第一也 彼等ガ眞ニ愛小概在、積神ヨリ今回ノ舉ヲ企テタルヤ否ト云フ矣ガ第二也 前者ニ就テハ或ハ「吾等軍ヨリ長少佐ガ持チ來レリト云フモ 或ハ政友會ヨリ得タリト云フ(吾ハ今日ニ至ル迄之ヲ明カニセス) 斯リクハ一週間ハ経過セリ 吾ハ此間吾等ガ研究ノ同志タル池田大佐ニ橋本一旅ノ「クーデター」計畫ノ内容ト之ニ對スル吾等ノ考ヘトヲ述ベ少佐ガ親交アル今村均大佐(第二隊長)ニ通ジ善処スル所アラシキ事ヲ要求ス少佐ハ吾ノ考ヘニ共鳴シ速ニ之ヲ今村大佐ニ通ズ大佐ハ大イニ驚愕シ最善ヲ盡サント約ス 但レ吾ハ飽ク

迄彼等ノ行動ト情勢トヲ明カニシ改悟スルノ機ヲ捉フル爲上司ハ未ダ強圧的態取ニ出ズベカラザル事ノ注意ヲ喚起シ置ケリ

今村大佐ハ建リ少尉ニ對シテ「近來大川博士一旅ガ何事カ策謀シツツアリト」風評ヲ聞ク真相如何ト少尉之ニ答ヘテ「然リ最近大川ヲ招致シ策動ヲ中止スベク要求セル所 彼ハ快ヨリ諾シタリト

吾ハ此ノ情報ヲ得テ建リ少尉ガ在事事件ニ對シ何等カノ諒解アリタルニ非ズマシ憶測セザルヲ得ザルニ至レリ

十月十二日吾ハ新橋ニ於テ田中(彌)大尉ニ會ス 彼ハ首相官邸ニ對シ現地偵察中ナリ小沢大尉亦然リト且吾ニ對シ本日午後六時大塚ノ松淺ニ集會スベキヲ求メタリ 吾諾ス

午後六時所定ノ地ニ到ル 會スル者橋本中佐 長少佐 馬奈木大尉 他ニ二名(失念)ト吾ナリ 此ノ夜田中(彌)大尉ハ「クーデター」實施ノ際ニ於テル詳細ナル計畫ヲ極秘トシテ示シタリ 其内容ノ大要ハ右ノ如シ

但レ日中ニ決行スルヤ拂曉トスベキヤハ一ニ俟候ニヨル

参加將校 加盟セル將校在事者ノミニテ約百二十名

決行ノ時機 十月二十一日

高橋ノ科理屋ハ屋号失念スナリ 吾ハ長少佐田中強大材ハ予大
材ニ対シ彼等ノ企圖ニツ、アル行為ノ著シク我が玉家ニ不利ヲ来
ス事 予等ヲ破壊スルノ大ニ降ノ上ノ不利益 我産業 財政 経済
等ニ及キス 悪結果 予ヨリ殆ンド成功ノ絶望ナル事等ヲ説キ思ヒ
止マル可ク 説ケルニ遠ニ十分其目的ヲ果シ得ズ 唯彼等ニ及者ヲ促
シ得タルニ止マル

彼等ハ吾ニ対シテ「平時ヨリ 豪華ニ執キ多大ノ関心ヲ抱キ 研究シツ、アリト
聞リ如何ナル未来社会ヲ企圖シツ、アリヤ 約言スレバ如何ニト吾ハ云フ
天皇中心ノ人格的共存共栄ノ社会ヲ要ス之が爲天皇ト庶民トノ中間ニ
在スル一切ノ搾取機ヲ抑止シ 予民生活ノ拡充發展ヲ計ルベレ一日
東民族ノ發展飛躍

従フテ一切ノ事ハ此矣ニ至ルニテ 策定セラル、ヲ要スト（註、彼等ハ彼等ノ
計画中ニ吾ノ云ヘル所ヲ主トシテ入レタリト云フ）
斯リテ吾ハキハ時時辭シテ 叙ル

此会見ノ結果 吾ノ知り得タル事 概左ノ如シ
ノ從來ノ極会中ノ急進分子ハ「クーデター」レヲ企圖ス

2. 軍中極部ガ之ニ賛シテアリト云フハ「一ノ手段ニ過ギズ 事實疑ハシキ事大ナリ
否 閣僚ナキモノト認ムベレ 但シ 参謀本部ノ一部長ハ之ニ関係シアル
ガ如シト 推斷セラル

3. 海軍中将中ニハ 個人的ニ賛同シアルモノ少カラス

4. 陸軍中将中ニ於テハ 联隊學校等ニアル者約百名加盟シアルガ如シ

5. 「クーデター」ノ実施ハ十月二十一日前後

6. 本回ノ事ハ 閣内軍ニ連絡アルモノト思ハル、物多シ

「クーデター」ノ実施ニ當リテハ 從來極会ニ及対シ言動ヲ表セル者ノ中 特ニ
平時ヨリ 其人格上ニ欠陥ヲ多ク有ツ者ノ 懷疑ヲ行フ 個人的及感ヲ
抱クモノ少カラス（実施ト共ニソレ等ノ 將校ヲ捕縛シ 斬罪ニ処スト云フ）
等々

即チ何レノ方面ヨリ見ルモ 彼等ノ企圖ハ何等ノ成果ヲ收ムル能ハズ而已
ナラズ 此ノ如キハ 建軍ノ 本旨ニ及レズ 予家改造ノ 唯一ノ力強キ 條件タルベ
キ 軍部ヲ破壊スルマ 大ニテ 其損失甚ダ大ナリト云ハザララ得ズ 吾ハ如何
ナル手段ニ訴フルトモ之ヲ中止セシムベク 而カモ 其中止ニ當リテハ 彼
等ヲシテ 充分納得出来得ル如ク 啓蒙セント 期ス 國家ノ 爲 國軍ノ 爲
ニ 望リ 吾ハ 長少佐ノ 隱家ニ 同行スベク 誘ハル 吾ハ 懐疑ヲ 明カニスル
ト 共ニ 彼等ヲ 説得スルノ 機ヲ 捉ヘントシ 快諾ス 隱家トハ 名ノミ 實ハ
高橋ノ 科理屋（屋号失念ス）ナリ 吾ハ 長少佐 田中強大材ハ 予大
材ニ 対シ 彼等ノ 企圖ニ ツ、アル 行為ノ 著シク 我が 玉家ニ 不利ヲ 来
ス事 予等ヲ 破壊スルノ 大ニ 降ノ 上ノ 不利益 我産業 財政 経済
等ニ 及キス 悪結果 予ヨリ 殆ンド 成功ノ 絶望ナル 事等ヲ 説キ 思ヒ
止マル 可ク 説ケルニ 遠ニ 十分 其目的ヲ 果シ 得ズ 唯 彼等ニ 及者ヲ 促
シ 得タルニ 止マル

大川周明博士ヲ主トセル一派
大川周明博士ヲ主トセル一派
大川周明博士ヲ主トセル一派

答 大川周明博士ヲ主トセル一派

問 大川ニ於テ如何ナル破壊ヲ行フヤ

答 海軍ノ爆撃隊ヨリ威嚇 首相官邸ニ於ケル閣議ノ席上ニ於テ大臣全

部ノ斬殺ヲ監視廳ノ急襲奪取

問 何ノ為ニ是等ノ破壊ヲ行フヤ

答 元光ノ一掃ノタメニ必要ナリ

問 此ノ如キ破壊ニヨリテ国内改造ハ可能ナリヤ

答 政治ノ中枢ヲ破壊スル事ニヨリ変革ハ出来得

問 例ヘバ経済方面ノ変革ハ如何ニスルヤ又之ヲ考慮シアリヤ

答 黙ス

問 吾々ノ知レル範圍ニ於テハ大川博士ハ建設者ニ非ズ三月事件ニ於テ試

験済ノ者ナリ此如キ考ヘニ最重要ナル建設計画ヲ托スル程陸軍

中央部ハ老朽セルヤ

答 實ハ未ダ軍ノ中枢部首腦者ニハ連絡ナキモ決行ノ直前ニ於テハ

同意セルハベク之ガ為ニハ大川博士ヲ以テ建設案ヲ立テシメツ、アル

ナリ

問 是レハ軍ヲ破壊スルノ根本ナルモノニヨリテ軍ノ首腦者ハ動クベカラ

ズ又動カスベキモノニモ非ズ如何

答 見解ノ相違ナリ

問 吾ノ見解ニ從ヘバ国家ノ変革改造ハ必要ナリ然レ共之ヲ再ガ為ニハ其

時機範圍方法等ニ就キ正確ナル検討ヲ要ス

特ニ充分ナル建設計画ヲ要ス建設計画ナクシテ且軍部ヲ破壊ス

ルガ如キ方法ニヨリ急遽改造ニ着手セントスルガ如キハ果モ甚シ宜

シク中止スベレ

答 理屈ハ正シキリ然レ共今ラマ滿蒙事件ノ發生以來在軍ノ中少尉大

隊級ヲ加盟セシメ以ツ外部ニ該軍人外トノ連絡密ナリシ關係上如

何トモスヘカラス(退クニ退カレヌ)且時日短クナリシ爲建設計画ハ出

来ズ宜シク加盟シテ助力ヲ得タレ

問 唯ハ内部改造テウ主義又ニハ賛成スルモ其方法ニハ全々賛成シ得ズ

此ノ如キ回答ガ行ハレ結局彼等ノ一ノ首動ノミニテ軍中幹部ノ参

加ノ如キハ全然虚リナル事明白トナレリ尚答ノ結果彼等ハ稍々及者

セルガ如シ

中食糧店談的ニ意見ノ交換ヲ行フ

吾ハ橋本中佐ノ言ヲ信ジ吾内ニ改革ハ行フコトナク唯滿蒙問題解決ニ邁進スルヲラント思ヘリ

然ルニ十月三日夜(土曜日)橋本中佐ヨリノ速達(封書)アリ文ニテ云フ「明日打ち合せ有之ハる者ヲ特ノ力金に拂出被下待入由リリ句(至文ノ儘)(消印ハ本橋区新富町)ト吾ハ其革命地ト言ヒ祭場地莫ト言ヒ其ニ何事カアラント予感シテ、十月四日所示ノ地矣ニ至ル

万金ニ到リ橋本中佐ヲ訪ヒタル日主人ニ傳ヘタルニ吾ガ身分氏名要件等ヲ問ヒ之ヲ階上ニ傳ヘ始メテ吾ノ室内セリ在室スル者ハ最近支那駐在武官トシテ赴任セル長少佐參謀本部露班、田中彌太郎大尉、小原大尉、三名ナリ

彼等ハ云フ
今マ吾内改革決行セラル
陸軍省參謀本部ヲ始メ近衛師團第一師團等凡テ国内改革ニ向テ準備中海軍亦然リ(山林部等)ト云フ
先ヅ「クローデター」ニヨリ政権ヲ軍部ニ奪取シテ独裁政ヲ布キ先ヅ政後改革ヲ行フ

樞會ハ中心トナリテ活動中(該是等ノコトハ彼等ガ人ヲ勧誘スル爲到ル處特ニ派附將校ニ封シテ探ル所ノモノナリ)
等ノ件ヲ以テ吾ニ參加ヲ要求セリ、尚然等ハ加ヘテ云フ
滿蒙事件勃發以來連日連夜更ノ爲勞ラシク飲宴マルコト僅ニ三四ノミク參加シテ計画ニ助力セラレ度ト吾ハ事ノ以外ナルニ驚愕ケリ然レ共吾ニ疑問無キ能ハズ以下吾ト彼等トノ論議ノ一部ヲ掲グルコトニ依リ吾ノ疑問トセル所ヲ窺ハシ

(問ハ吾答ハ彼等)
問 国内改革ニ軍部ノ中樞力參加スルトモバ恐ラク其企圖スル未來社会建設ノ爲ノ主義綱領政策等ハ存在セン如何ナル内容ノモノナリヤ
答 秘密ニシテ示シ得ズ吾等亦之ヲ精シク知ラズ

問 君等事件發生以來日夜画策スル所ノモノハ何ノ計画ナリヤ
答 破壊計画ナリ

問 破壊計画ハ建設計画ニ未上リ其範圍内ニ於テ作ルベキモノ即チ兩者ハ一貫セル思想ニ從フベキモノニ非ズヤ
答 建設計画ヲ明カニセズシテ破壊計画ハ不合理ナラズヤ

問 建設計画ハ他ニ於テ立案中
問 他トハ

此旅行中橋会ヲ中心トセルノ問題惹起セリ 即チ橋会幹部ハ急速ニ
會員ヲ獲得スルノ一助トシテ公会的ニ勸キカケントシ在平ノ第二十八期
生以下ノ尉長ノ縦横ニ方面ニ百ハ会合ヲ催シ一ノ檄文ヲ作為シ全ハ尉長
(以下以降)ニ發送セリ
本件ニ對スル論評ハ区々ナルモ橋会ノミヨリスレバ豫期以上ニ其成軍ヲ獲
得セルモノ、如リ判断セラルル會 幹部ハ其ニ意氣揚々タル觀マリ
一是吾ガ八月四日般架ニテ橋会ノ佐並參謀本部露班ノ將校ニ會ヘルト
キノ印象ナリ
斯クテ所謂十月事件ハ捲キ起サレタルモノナリ

所謂十月事件

八月四日吾ガ橋会中佐ニ會セル時因中佐ハ吾ニ云フ「本年九月中旬至冬
軍ニ於テ一ノ陰謀ヲ行ヒ滿蒙問題解決ノ機会ヲ作ルベク吾内ハ之ヲ契
機トシテ根本的變革ヲ敢行セラルベキナリ」云々ト而カモ吾内改造問題
ハ參謀本部首腦部ニ十分諒解アリト(註此諒解ハ何レノ程度ノモ
ノナルヤ不明ナリ 或ハ具體的ノ諒解ノカ機勢判断中ニ加ヘタル事項ヲ
指示セルヤ)更ニ同中佐ハ云フ「此ノ如キヲ以テ軍部ニ政權ヲ來ルベキ更言ス

レハ軍部ガ中心トナリ政權奪取ノ爲ノ計画案ヲ九月初旬迄ニ構成セラ
レタレ政綱政策ハ政權奪取後ニ於テ政界之案スル云々ト吾ハ政院
ノ腐敗墮落ヲ攻撃シ吾民大衆ヲ惹起セシメ自然的ニ政院ノ崩壞ヲ招
來セルムル爲ノ宣傳案ヲ構成ス(吾ヲ約ス中佐ハ之ニ因ス
吾ハ八月十日由ヒ旅行シ北海道ニ至ル

吾ガ不在中 橋会ハ八月ノ例會ヲ併行社ニ於テ催ス此會合ニ於テ因會ハ
百八十度ノ方向變換ヲ行ヒ一修養団体トナルコトヲ申レ合セ一切時局
問題ニ關係セサルコトトナレリ

是レ甚ダ大ナル問題ナリ 修養団体化ハ單ナル表面的紛飾ニ過ギス
吾内變革ヲ企圖セル露班支那班ヲ中心トセル急進分子ノ策謀ニレ
テ何等他意ナキヲ示サトスルニ過ギズ(此件ハ後日急進分子ヨリノ
直法ニヨリ明トナレリ)

九月十八日滿蒙問題突発

吾ハ此ノ朝陸子有ニ坂田中佐ヲ參謀本部ニ橋会中佐ヲ訪レ事件ノ
真相ヲ明カニスルト共ニ橋会中佐ヨリ「今回ハ吾内變革ヲ行ハザルコトトマ
ラレタルニ依リ宣傳案ハ一応返却スルニ就キ更ニ研究シ置カレ度止ト
申渡サレ變革ノ不実施ヲ明カニセリ

3. 改革ノ時機

4. 改革ヨリノ指導者ノ指導方針及指導手段ノ確実

5. 統制統一運営

6. 幹部外ノモノトノ運営問題

7. 機関費使用ノ問題

三月事件不成功ニ終ルヤ橋本忠良中佐ハ銳意橋会ヲ拡大純化シ其行動ヲ振奮夫純化セシメ同會幹部級ノ言動激越トナレリ 之ト同時ニ同會幹部中一部ノ者ハ毫進ニ対シ激キ非難ヲ起ルアリ 即チ橋会幹部中ノ或若干ノ者ハ名ヲ研究同會指導者ノ方策樹立ノ爲ト稱シ屢々豪進ヲ純化シ之ヲ知ル者ハ彼等ガ橋会ヲ好ムトシ三月事件ニ當リ機関費ヲ私ニツマリ等々ト非難ス 吾ガ某幹部級者ニ就キ此ニタル結果此非難ハ恐ク三月事件ニ関シテノ重責大佐大川博士等ノ遊興ヲ指スナラント早シテ何レカ真ナルヤ

サアレ橋会ハ斯リテ内部矛盾ヲ拡大シ分裂ノ兆歴然タルモノアリ 吾等前記セル諸問題ノ結果ハ橋会ヲ以テ恐ルルニ至リテ爾後ニ爾後ニシテト判断シ之カ放流並ニ橋会ヲ以テ正常ノ奔達ヲ爲サシムル爲即チ理

海建設計画大衆ノ心理ノ把握等無クシテ輕率暴動セシムルコトヲ抑制シ橋会ヲ以テ自己野望ヲ遂ゲシムル爲ニ供スルコトヲ避ケシメ其カ離解体ヲ避ケシメ以テ有事ノ日橋会本来ノ企圖セル所ヲ遂行スル上ニ欲クル所無カラシムル爲ニ昭和六年年中旬ノ例会ノ席上一ノ提議キヲ爲セリ即チ「橋会自体ノ指導機構及行動綱領ヲ樹立スル爲少クモ幹部級ハ哲學社会学倫理学経済学政治学等々ノ中ヨリ一家改選ノ爲必要ナル諸條ヲ理解スベク之ガ爲先ツ可然学者ヲ招シ懇話的ニ其目的ヲ達成スベク一面斯リスルコトニヨリ学者其者ノ人物識見ヲ看破シ適當ナル者ヲ以テ一ツノ団体ヲ結成シ後日ノ役ニ之テシムルヲ適當トスルトノ要旨ノ論是ナリ

幸ニシテ吾ノ提議ハ幹部ノ若クハ所ドナリ直ニ之ヲ実行スルコトセリ乃チ吾等ハ之ヲ帝大聴講生ニシテ特殊ノ關係ヲ多クノ教授ニ有ツ鈴木獨逸兵大尉ニ計リ交渉ヲ行ハシメ成功セリ

此舉ハ六月下旬吉田幹致教授ヲ先頭トシテ実行セラル然ルニ橋会幹部ハ一般ニ学者ナルモノハ統制ト判断ト有セズ且実行力ナキトノ理由ヲ以テ勿クニシテ此舉ヲ底止シ終ヒリ

吾ハ七月旬ヨリ休暇ヲ利用シテ先ヅ関西地方ニ旅行ス

トノ考ヘヨ有テ池田少佐ト計リ今ハ大佐ニ通ズ同大佐亦同様ノ考ヘヨ有シアリキ
幸ナリナカト當時何事カ軍部就中參謀本部將校カ主体トナリテ策動シツ、
アリト風評切ニ至レルト並ニ彼等一派中ニ橋本中佐ニ対スル反感強烈ト
ナリツ、アリト、情報アリ然カレト決行ノタメ着々準備ハ進メラレツ、アリト
言フ所、野田中尉、如キハ兵部委員ニ對シテ拳銃及彈藥、祕密交付ヲ
要求シアリ等々橋本一派ノ者ノ行動ニ関スル風評相当ニ多シ
彼等一派カ連日、策動ハ殊ニ各、所謂本據ニ於ケル豪遊ハ敬言視テ、注目
スル所トナリタルカ如ク橋本中佐ニ對シテ尾行ヲ附シタルト殆ド疑フノ余地ナシ
十月十五日吾ハ橋本一派カ事ヲ掌グ日甚ダ接近セリト、報ヲ得坂田中佐
ニ此、旨ヲ通ジ橋本中佐ヲ説得セラシムトテ希望ス中佐ハ事ノ容易ナラザラ
認メ直々ニ橋本中佐ニ會セトセシセ終日目的ヲ果サズ
警備參謀樋口中佐ハ櫻會ニ於ケル關係ヨリ個人的ニ橋本中佐ヲ説得
セントシ遂ニ激論ヲ交ヘ終リ
十月十六日夜橋本中佐ハ陸軍省官杉山元中將ニ對シテ事ヲ擧グルニ就
キ同意セラルヘキ上ヨリ強要ス次官ハ爲愕然トシテ決ヘリト佐ヘラル
註、十月十六日夜次官ヲ説得セリト一級ニ任ハラルルモ吾ハ前後ノ事情ヨリレテ
十五日夜半ナラント判断シアリ

次官ハ直チニ磯軍務局長 永田軍務課長ニ招致シ事ノ重大ナルヲ佐フ
兩官ハ全ク寢耳ニ水ノ如シ
十月十六日宮内省ノ高官ハ勳員課長侯爵井上三郎大佐ヲ招致シ橋本事
件ヲ知シヤト問ヒシモ大佐亦只ハ驚愕スルニ止リ 大佐ハ歸リテ之レヲ局
長林桂少將ニ佐フ少將亦愕然トシ
此、如ク陸軍省首腦部ハ本件ニ就キ愕然タルモノアルノミ
十六日陸軍省參謀本部ノ課長中 主ナルモノハ近衛及第一師團司令部
ニ連絡ツリ前後處置ヲ講ジアリ蓋シ改附時校ノ多數參加シアルヲ以テナリ
此、日荒木中將(當時教育總監部本部長)岡村補任課長同道シテ京
橋、旗亭ニ橋本中佐等ヲ訪レ思ヒ止ミルベキヲ説示セルモ断平トシテ之レヲ
退ケタリ乃チ陸軍首腦部ハ彼等ヲ保護ノ目的ヲ以テ檢束スルニ決シ十七日
拂曉彼等一派ノ首謀者タル約十名ヲ憲兵隊ニ收容セリ
此、收容時即チ憲兵カ各首謀者ノ居所ニ至リレ時、ニトナリ田中(弥)大尉
ハ京橋ヨリ次ノ内容ヲ有スル葉書ヲ鉛筆書ニテ記載シ吾ニ送リ曰フ
前署一党今ヨリ憲兵司令部ニ到ル善處ヲ請フ十七日午前四時(原文儘)
吾ハ此、葉書ヲ十八日午前七時受領セリ
是ヨリ稍量橋本中佐ハ各地ニ在ル同志ニ召集狀ヲ発セリ

時機極ムテ不可
軍、破壊

日本、産業、経済、金融等、關係上ヨリテ、外國トノ關係ヨリテ
等々ニ亘リテ約二時間ニ亘リテ彼等ノ計画ノ杜撰ナルヲ駁ス彼等ノ前言ヲ
繰返シ破壊ハ我等担任スベク建設ハ君ニ於テ行ハシ度シト言フ茲ニ於テ吾
ハ可ナリ然ラバ吾ハ目下建設案、國家ノ改造案ヲ立案攻究中ナルヲ以テ其
ノ完成ヲ待テ破壊計画ハ其ノ出来上リニ建設計画ノ範圍ニ於テ吾ハ立案
スルニ就クテ実施ハ其ノ時迄延期シテハ如何ト彼等ハ言フ何レノ時ニ完成
スルヤト吾ハ未定ナリト茲ニ於テ彼等ハ到底延期スベカラザルヲ傳説ス
而カモ或一人、如キハ曰ク「兎角理論ヲ研究セル者ハ実行ヲ輕ンズ最
早今日ニ至リテハ議論ノ必要ナシ唯々実行ヘテ邁進スルニシテ其斷言
吾ハ到底彼等ヲ改悟セシムル能ハザルヲ知リ辭シテ歸ラントス
此ノ時橋本中佐ヲ議論ハ中止シテ穆々ノ意味ニ於ケル酒宴ヲ催スヘシトテ
襖ヲ排セテ藝妓十数名並ビアルニ吾ハ一驚ヲ感セリ何タル不謹慎也醜態ニ
吾ハ憤然トシテ彼等ノ心情ヲ叱シ歸ル臨ム吾ハ田中（彌）大尉ニ云フ
吾ハ決行ハ最後マデ反対ス、假令百歩ヲ譲リテ決行スルトシテモ軍隊
外者ト提携スルハ不可、就中、西田税如シ徒ニ於テ然リキヲ切レサルヤ

夜言フ

今日ニ及ビ彼トキヲ切ルカ如キ情義ニ缺クハ下ナシ能ハズ
吾ハ言フ

國家ノ大事ヲ決行セントスル際片々タル個人ノ情義ニ提ヘルカ如キハ同意シ
得サルモノナリ西考ヲ望ムト

午後十一時帰宅ス

吾ハ彼等一派ヲ觀察スルニ次ノ如ク判断セリ

一、橋本中佐ハ既ニ四圍ノ情況ヨリニ退却シ度キ考ヘテ有スルカ如キモノナリ
ニ、長少佐以下ハ是非トモ決行セントス

斯クテ一派中ニ対立スルニツノ「グループ」生ジアルカ如シ

而カモ騎虎ノ勢ハ遂ニ重大ナル事件ヲ惹起スルノ可能性十分ナリ乃チ
之ヲ抑制スルノ手段ヲ必要トスルニ至レリ

吾ハ之カ爲メ

一、上司ヨリ情理ヲ盡シテ中止ヲ要求ス

二、肯ゼザル時ハ憲兵ノ手ニヨリ保護檢束ヲ決行ス

但シ無理ナル彈圧ヲ加フル事ハ將校ノ意氣ヲ洩失セシムト共ニ沈滞スルニ
至ルヲ以テ十分ナル注意ヲ西女スルモノナリ

策等ニ執キテ、亦究カ皆無ナリレコト也（註此莫ハ橋本中佐ヨリノ言特ニ
當時憲法ニ熱心ナリレテ、参謀本部ノ山崎大佐ガ末末社会建設ノ爲ノ綱
領政綱政策、研究セルモノアラハ借用シタレト吾ニ求メタル莫並ニ同大佐
ノ言ヘル軍事課長モ多少ハ案ハアルラレノガ、實ハ困ツテ居ル）トノ莫ヨリ
判断シ実証セリ

斯クテ企圖セル者、革ハ真個ノ国家ノ改造、経典ナル核ヲ棄セルニ此スレ
テ、佐野ナル政黨者流、政權奪取行動ヲ一層是化シ陛下ノ陸ヲ予ヲ私シ自
己ノ汚レタル欲望ヲ満サントスル卑シム可キハ、核ヲ其基底トシテ成レル暴
力行動ノミ、宇崎大將然リ、参謀次長然リトモ、

吾人ハ此ノ如キ性質ノ者、革ニハ断乎トシテ反對セサルヲ得ズ、今ヤ此暴舉
ヲ阻止スベキ必要ヲ見ル、予ニシテ永田、園村、西大佐、榎松的及反對運動ア
リ、鈴木中佐、反對アリ、鈴木中佐ハ、坂田中佐ニ極メテ密接ナル連
繫ヲ保テリ

而カモ時日ハ速カニ経過シ、遂ニ予定計畫ノ如クニ無産三派連合ノ内閣政
弊ノ演説会ハ開カレタリ、然レ共其規模ノ小、氣勢ノ不振等ハ、驚クバカリ
ナリ、又當時ノ無産派中堅タリ、大衆党々首麻生久ト会見セル時、大川
博士トノ間ニ連絡極メテ、薄ク一万ノ、勸告、如キハ、全ク架空的夢想ニ過

キサルヲ明ニセリ

最早何レノ莫ヨリ見ルモ、斯ル中止スルヲ、其明ノ策ナリトシ、其ヲ決シ、最急
述分子タル重孫大佐、橋本中佐ヲ説得センコトセリ、然レ共如何ニ懐勢ヲ説
述シテモ、耳ヲ傾ケズ、却テ益々小鬼病的トナシ、首進セントシテ、聴カズ、遂ニ
橋本中佐ハ、爆彈（前掲ノ如キモノ）三百個ヲ大川博士ノ部下ニ交付セリ
（註此爆彈ハ屢ニ福セリ）此結果、橋本中佐ト大川博士トノ間ニハ、切ルヘカラ
サル腐レ縁ガ、結バル、ニ至レルナリ

重孫大佐、橋本中佐ガ如何ニ首進スルニセヨ、大勢ハ如何トモスヘカラス、宇
垣大將ハ、遂ニ大川博士ヲ招致シテ、今回ハ時機適當ナラザルヲ以テ中止スベ
キトシテ傳ヘタリトムフ

大川博士ハ之ヲ諾シ、終ニ所謂三月事件ハ未遂ニ終レリト雖モ、却テ橋
本中佐一尋ノ急進分子ヲ刺戟シ、且中央部ノ高級將校中、憲法ニ加
垣セル者アルヲ明カニレ行キ懸ク、上次回ノ憲法ニハ、不同意ナル能ハサル可
トノ觀念ヲ固ク抱カレメ、所謂十月事件ヲ準備セリノ形トナレリ

所謂十月事件ニテ注意スヘキ件

1. 覇道ノ憲法ト王道ノ憲法ノ差
2. 周到ナル計画特ニ建設計画ト破壊計画

此情勢ニ於テ其軍中將(註)氏名ハ最後迄秘匿セラレ今日ニ至ルモ明カナシ
ラズ一説ニハ興崎中將トヒアリ)ハ小磯建川少將、何レカ一名以下
数名、將校ヲ率ヒ議場ニ入リ各大臣ニ對シテ臣民ハ今ヤ現内閣ヲ信任セズ
宇垣大將ヲ首相スル内閣ノミ信賴ス今ヤ不家ハ重大ノ時機ニ會ス
宜シク善処セラルベシト宜言レ總辭職ヲ決行セム

通ヲ遮断ス 予メ將校(主トシテ櫻会ノ者)ヲ各道路ニ配レ縱隊ニ觀

シアル幹部ハ之ヲ実行ス

此情勢ニ於テ其軍中將(註)氏名ハ最後迄秘匿セラレ今日ニ至ルモ明カナシ
ラズ一説ニハ興崎中將トヒアリ)ハ小磯建川少將、何レカ一名以下
数名、將校ヲ率ヒ議場ニ入リ各大臣ニ對シテ臣民ハ今ヤ現内閣ヲ信任セズ
宇垣大將ヲ首相スル内閣ノミ信賴ス今ヤ不家ハ重大ノ時機ニ會ス
宜シク善処セラルベシト宜言レ總辭職ヲ決行セム

大命ハ宇垣大將ニ降下スル心ヲ予メ準備セル處ニ從ヒ策動ス(閑院
宮殿下及西園寺公(ノ使者ヲ決定ス)

雜ニ巨ルヲ以テ畧ス)

此日夜半計画立案ハ成ル解散セトスル時重臣大佐ハ各自ニ運動費自動
車代トシテ機密費ヲ分配セントセリ(註)此機密費ニツキテハ後日ニ問題
トナレリ)坂田中佐ト告トハ断呼トシテ及對シテ遂ニ受テズ是坂田中佐ノ人
ト爲リ先見ノ明平時ヨリノ指落サノ適切ナリトニ歸ス 重臣大佐橋
本中佐ハ既ニ事成リシカ如ク狂喜セリ 然カレモ口ハ其計画全般ノ見透

七

レニ於テ重大ナル缺陥アルヲ認メテ得ズ家部外ノ者特ニ大川博士
ノ如キ人物ト苦悶セントセル矣時機トシテ兎ルベキ何モノモ無キ所特ニ
建設計画トノ連繫皆無ナル等々是ナリ

二月八日午前三時予口ノ重臣大佐以下建川少將宅ニ會シ破壊政權
奪取計画ヲ計議シ確定シ之ヲ宇垣大將ニ口ニ事トセリ(註)本計画
ハ第一、第二、兩案ヲ依局セルモノナル也其根本主ニ我ハ因一ニシテ前掲ノ如
キ大綱ヲ有テリ)

今ヤ其決行ノ日ヲ待ツコトナレリ

然ルニ其後吾ノ得ル所ノ情報ハ甚ダ疑問ノ多キモノナリ
態ニ軟化セリト 坂田、園村、西大佐 積極的ニ反對ヲ示セシカ如ク
陸軍次官ハ其態ハ大怖ニ於テ及對ニ頷キタリト殊ニ參謀次官ノ豪華
ニ對スル心算ハ極メテ惡劣ナルモノアリ(口)宇垣内閣ノ下ニ於テ陸相ヲ
夢ミツ、アリト)各自ハ其統制ニシテ權ニ行動シテ一情報スラ與ヘズ(吾ハ
悉ク逃ニテ連絡ヲ求メ中ニ重大ナル意我ヲ與ヘラレタル大川博士ノ一
人動員ハ頗ル怪シク而カモ大川博士 重臣大佐ハ四若荒木ヲ於テ連
夜豪遊ヲ極メ不謹慎千萬ニモ明日ヲモ知ラヌ命也云々ト藝妓ノ前ニ
テ口外スルガ如キ等々就中一吾ヲ失望セシメタルハ建設計画主我綱領政

此情勢ニ於テ其軍中將(註)氏名ハ最後迄秘匿セラレ今日ニ至ルモ明カナシ
ラズ一説ニハ興崎中將トヒアリ)ハ小磯建川少將、何レカ一名以下
数名、將校ヲ率ヒ議場ニ入リ各大臣ニ對シテ臣民ハ今ヤ現内閣ヲ信任セズ
宇垣大將ヲ首相スル内閣ノミ信賴ス今ヤ不家ハ重大ノ時機ニ會ス
宜シク善処セラルベシト宜言レ總辭職ヲ決行セム

2. 軍隊ノ動準備ハ暗ニ出来マリ
3. 必要ナル資金ハ機密費ノ以テ取敢ヘズ支出ス
4. 大川岡明博士ハ無産階級(主トシテ大衆党)約一万人ヲ動員シ決死隊
ヲ募集シテ参加スル事ニ決定
5. 決行ノ時機ハ労働法案上程ノ日トス
6. 上司ノ連絡ハ橋本中佐トス
(吾ハ以上ノ諸件細部ニ就キ及問セルモ得ル所ナシ 註後日確ル所ニ
ヨレバ此情報中ノハ疑問ノ大ナルモノアリ 3.ハ實際的ニハ一部支出
4.ハ事實)

之ヲ要スルニ軍部令旨ハ純然タル一「クーデター」ニ過ギズ吾ハ極メテ限ラ
レタル範圍ニ於テ兵力行使「クーデター」實現ノ計画ヲ作ルコトナリタリ
|| 上級者ハ熱心ニ他ノ建設案ヲ作ルモノト思ヒテトシカモ昨日ハ切迫シ
ニ案ノ思科ニ乏シク殊ニ何等ノ統制ナク各自勝手ナル行動ヲ採リアリ殊
ニ重森大佐ハ大川博士ト手ヲ握リ無軌的ニ無産党ト連絡シ反聞スル
所ニヨレバ破壊計画ヲ立案シツ、アリト云フ
二月七日午後ニ時退品川ニ在ル重森大佐宅ニ集会ス 会スルモノ坂田中佐
根中佐及吾也

重森大佐ハ吾ニ云フ「既ニ橋本中佐ヨリ承知シアラシク今今回ノ改革ニ際シテ
ハ大群級以下ヲ参加セシメザルコト、ナレアルモ君丈ハ特別トス然レ万一不成
功ノ場合ニ於テス決シテ遺族ノ生活ニ関シテハ顧慮スルノ要ナレズルベキ所ニ
於テ善処スルコトトセラレアルヲ以テ意ヲ安ニス可レ云々ト
重森以下協議、結果破壊計画ヲ策定ス
其大要左ノ如シ

1. 近ク大規模ノ無産三派連合、内閣糾弾、大演説会ヲ日比谷ニ於テ開催
シ倒閣ノ策勢ヲ印揚ス 但シ議会ニ向ヒ「デモンストレーション」ヲ行ヒ
布格的ニ決行スル場合ノ偵察的準備ヲ行フ(本件ニ就キテハ詳細ニ
計画セルモ別ス)
2. 労働法案上程ノ日破壊政權奪取ヲ決行ス
此日政友民政兩党ノ本部首相官邸ヲ爆撃ス但シ爆弾ハ爆撃
大ナルモ殺傷効力ナキモノヲ使用ス 投爆者ハ大川博士腹心ノ兇分
3. 大川博士ノ計画ニヨル一万人動員ヲ行ヒ八方ヨリ議會ニ封シテモレヲ行
フ各縦隊ノ先頭ニハ諒解アル幹部ヲ配シ統制ヲトル又各縦隊ニ拔
刀隊ヲ置キ必然的ニ予期セラルベキ警官ノ阻止ヲ排除ス
4. 軍隊ハ非常集合ヲ行ヒ議會ヲ保護スルトシテ之ヲ包圍シ内外一切ノ交

ノ事ヲ示ス曰ク

愈々宇垣大將ハ来リ出スニ就キ變革ノ爲ニ必要ナル計画ヲ作成スルベキ事

橋本中佐ハ此ノ言ヲ信シ直チニ坂田中佐及吾ヲ陸軍省調査班ノ支室ニ伴ヒ次長ノ言ニ從ヒ愈々活動スル爲メ計画ヲ作ルベキ事ヲ求ム

此ルニ坂田中佐ハ吾ハ宇垣大將ニ宮中將久物獨会ニ對スル其評言ヨリテ遠ニ此ノ言ヲ信スル可ニシテ危險ナルヲ思ヒ一応次長ノ本心ヲ確クベキコト

計画ハ二案ヲ作ルベキコト(一)案ハ兵制ノ變革案ニシテ櫻會終局ノ目的ヨリ割リ出スモノ他ノ一案ハカモフラージュ的ノモノニシテ之ニヨリ櫻會ナルモノガ危險視

サル一要ナキ更言スレバ獨會ハ極メテ強健ナルモノナルコトヲ明示スルニ是ルモノ、二案ニシテ次長ノ其意ノ如何ニ心ビテ甘、何レヲ採ルベキカヲ決定セントストセリ

橋本中佐ハ直接次長ニ就キ其意ヲ確ク之ニヨリテ得タル情報ヲ如シ

ハ宇垣大將来出ニ賛成シアル軍部ノ首腦者ヲ謀次長建リ少將小磯軍務局長永田軍事課長岡村主任課長重澤支那課長山根支那課長陸軍次官ハ其態ハ明カナラズ

ニ宇垣大將来出ニ就キ要スレバ兵力ノ使用スルヲ辭セズ

軍部方面ニモ充分ナル評解アリ

建設スニキ求来社会改組政策等ハ上級者ニ於テ作爲スニキヲ以テ政權奪取ノ亦倚ヲ立案スベキコト

等吾人等ハ其計画ヲ作ルコトナレリ

然ルニ上級將校ノ指示ニヨリ「大尉級以下ハ条件ニハ参加セシメズ蓋シ事不成功ニ終ランカ凡テ我ニ服スベシ」此ル時ニ遺族ノ生計ノ保障出来ザルヲ以テ少クモ少佐級以上ニ限ルベシト此指示ハ橋本中佐坂田中佐等ヲ痛ク

動カセタリ乃チニ中佐ハ従来ノ研究ノ都合上予ヲ除外視シテハ成案ヲ得難キヲ以テ特例トシテ吾ノ参加ヲ上列ニ乞ヘリ支那課長ノ運動ニヨリ免

モ角吾ハ参加スルコトナレリ

係トシテ極メテ明瞭ナル如ク建設計画ト破壊計画トヲ分離立案セントスルカ如キハ早業ニサレレ勿クニテ破壊政權奪取ノ計画ハ一寸先ハ暗夜ノ

如クナリテ到底出来ザルニ到レリ

而カモ政綱政策ナルモノハ上級者ニ於テモ立案シマラザルコトハ明白トナレリ而カモ時日ノ遷延ハ許サレズ切リ離レテ破壊計画ハ政權奪取計画ヲ作ルコトトナレリ當時此計画ヲ決定上ニ於テ必要ナル諸件トシテ知り得タル所ノモノ如シ

軍部首腦部ノ来リ出サントスル氣勢甚ダ鋭シ

櫻会ニ対スル風評

軍部内ノ積弊ハ混淆ニ特ニ櫻会ナルモノノ本質ヲ認識セスレテノ論議多
キヲ以テ特ニ記述スルノ要ナリ

昭和五年暮(?) 昭和六年一月(?)ニ於テ警現廳ノ某課長ハ憲兵司令部
ノ一課長ヲ訪レ「近時軍部内ニ特ニ中央部將校中ニ錦旗共産党ナルモノ組
織セラレ天皇ヲ奉ジテ変革ヲ企圖セントスルニ在リト」風評アリ真相如何
ト問ヘルカ如キハ明カニ櫻会ヲ指シタルモノト認ムヘシ

又昭和六年一月第一回ノ閣議ノ席上ニ於テ安達内相ハ當時ノ宇垣陸相
ニ対シ「近時現役將校中ニ政治ヲ云々スルモノ多ク之カ為メ陸社サヘ結成セラ
レアルト云フ真相如何ト問ヘルアリ是亦櫻会及皇洋会ヲ指示セルナラン
斯クテ櫻会ハ一歩一歩実践的行為ノ方ヘト轉歩シ行ケリ然カレトテ急進
派モ綫多ク控斂シ終ニ理論ナクテハ到底其目的ヲ達成スヘカラス特ニ改造
ノ具体案ヲ欲キテハ單ナル盲動ニ陥ルヘキヲ徹力ナラ意誠セルカ如ク昭和六
年一月旬々ヨリ改造案ヲ作成スルニ着手セン事ヲ決議セリ而シテ之カ為
委員トシテ選ハレタルモノ左ノ如シ

- 坂田中佐 (22)
- 根本中佐 (23)
- 橋本中佐 (23)
- 長 大尉 (24)
- 田中輝大尉 (24)
- 及予ノ大名

予カ從來ヨリノ研究ノ同行者タリシ山岡大尉ハソノ取那ニ不日転任スヘキコト
ト渡辺大尉亦支那ニ至ルヘキヲ以テ自ラ辞シ岩畔大尉ハ局外者トシテ櫻
会ノ改革案ヲ見ルヲ以テ有利ナリトシテ委員ヲ辞セリ

蓋シ委員ハ急進派ヲ以テ大部分ヲ占メ到底満足ノモノ出来ザルベキハ予
想シ得タル所ニシテ吾ハ從來ノ同志四名ト共ニ第一第二第三段構ヘノ必要アルヲ
認メ此ノ如クセル也

吾ハ到底此委員ヲ以テシテハ何モノ出来ザルベシト思惟シ下ラモ之ニ依
リテ急進派ヲ抑ヘ且彼等ヲシテ如何ニ理論及具体案ノ必要且作
為ノ難事ナルマラ意識セシムルノ具ニ供セントセリ斯クテ漸ク櫻会ガ不満
足ナラ其進ム可キ道ヲ自ラ明ニセントスルニ至リシ矢先キ所謂三月事
件ハ爆発セリ

所謂三月事件

一月九日夜宇垣大将ハ政界ニ乗り出シ内閣ヲ組織スヘキ決心ヲ固メタリ
一月十三日宇垣大将ハ杉山次官ニ宮次長小磯軍務局長建川部長山
脇(作戰)課長(但シ當日ハ代理鈴木貞一中佐)橋本中佐根本中佐ト共ニ
國內改造ノ為メ方法手段ヲ協議ス(確定ナル情報)
昭和六年一月初旬參謀次長ニ宮中將ハ橋本中佐ニ対シテ左ノ要旨

參謀本部ニ於テハ恒例ニ依リ第二部ノ情勢判断行ハル昭初五
年ノ情勢判断ハ特記セラルヘキ性質ヲ有ス即チ從來ノ第二部
ノ情勢判断ハ軍ニ作戰ニ資スル爲ノ判断ノミニシテ更言スレハ敵
國ヲノミ眼中ニ置キタルモノナリレカ當年ノモノハ積極的ニ滿蒙
問題ヲ解決セントセバ必然的ニ國家ノ改造ヲ先行條件トセザル
ヲ得ズ之ガ爲先ヅ國家ノ改造ヲ決行スベシトノ主張勝ヲ利シ
情勢判断中ニハ此ノ重大ナル一項如ハリタリ

參謀本部第二部カ從來ノ恒例ヲ破リタル判決ヲ下スニ至リシ
ハ時勢ノ変化ニモヨルベシト雖モ第二部ノ部員班長中ニ多數ノ
櫻会會員ヲ有シ橋本砲兵中佐(露班)根本歩兵中佐(支那班)
ノ如キ有力者存シテ活動セシニヨル

—此情勢判断ニ際シテ櫻会ナルモノノ主張ノ一部貫徹サル
ルト共ニ參謀次長ヲシテ所謂三月事件ニ櫻会ヲ利用セントセ
ルニ至リシモノト認メラル
櫻会ノ軍部外ヘノ進出

櫻会ノ急進派ハ軍部外ニ同志ヲ求メントシ社会民衆党大衆党
ノ幹部ト屢ニ合シ意見ヲ交換セリ此結果彼ノ無産党ハ軍
部ノ少壯將校ノ一般意嚮ヲ明ニシ軍部ガ決シテ資本家ノ手先
ニ非ルコトヲ認識スルノ一助トモナレリ然ルニ無産階級ハ軍部
ノ此ノ意嚮ヲ以テ自己ノ黨勢擴張ノ爲ニ運用セリ其顯著
ナル一例ト見ルベキハ昭和六年一月旬々ニ於ケル社会民衆党ノ
広島支部ニ於ケル態度ナリ

社民黨ノ幹部ハ東京ニテ直接櫻会ノ急進派ト会見セラル
ル広島支部大会ニ於テ云ク現在ノ軍部ハ著シク我が黨ニ好意
ヲ有ス將官級ヨリ尉官級ヲ一貫シテ我黨ノ支持者ニ非スン
ハ其鳴者也特ニ中央部ノ少壯將校中ニハ既成政黨打倒ノ
爲秘密會組織セラレアリ云ク

櫻会ハ海軍將校ト連繋ヲ密ニセントシ星澤會(陸海軍幕僚
將校中甲佐以下ノ會)ヲ作リ屢ニ會見セリ是等ハ凡テ櫻会
ノ急進派ノ策謀スル所ナリ

目的達成ノ爲ノ準備行動

- (1) 一切ノ手段ヲ盡シテ國軍將校ニ國家改造ノ必要ナル意識ヲ注入
 - (2) 會員ノ擴大強化(昭和六年五月頃ニハ約百五拾名ノ會員アリ)
 - (3) 國家改造ノ爲ノ具體案ノ作爲
- 然ルニ櫻会ナルモノ、本質ヲ考察スルニ建設當時ヨリ既ニ分裂スベキ性質ヲ多分ニ内包セリ 即チ
- (1) 破壊ヲ第一義トシ建設ノ如キハ破壊ノ上ニ自然的ニ發生ストナス一派(註言カ壯ナル爲少カラザル人眞共鳴ス)
 - (2) 建設ヲ主トシ一切ノ理論ヲ準備シ具體案ヲ作成シ得タル後破壊ヲ其範圍内ニ止メ必要ノ最小限度ニ止メントスル一派(註主張ハ理論的ナルモ地味ニシテ且當時具體案未完成ナリレ爲多クノ共鳴者ナレ)

(1) 前二者ノ中間ニ立ツ一派ハ日和見主義的ノモノ(註多數ニシテ常ニ浮動ス)

二

斯クシテ会内ハ最初ヨリ論争絶エズ三派鼎立ノ状態トナリ破壊ヲ主トスル一派ノ行動ハ常ニ積極的壓倒的ニシテ動トモスルハ櫻会全般ヲシテ直接行動ニ出テントレツ、アリ

吾ハ曩ニ昭和三年八月陸軍省ニ轉スルマ間モナク當時參謀本部作戰課ノ鈴木少佐(後ニ櫻会アル人)ヲ主腦トスル或研究會(其目的ハ明瞭ナラサリレモ國家改造ノ爲ノ研究會トモ見ラル)ニ加入スヘキヲ求めラル 吾ハ意ヲ決シテ加入シ會員ハ時々偕行社ニ集合シ研究会ヲ開キアリタリ 然ルニ該研究会ハ會員中ニ重大ナル意見ノ相違發生シ分裂解消セリ(鈴木少佐ハ改未ニ出張中) 吾ハ乃チ渡辺大尉(29) 岩畔大尉(30) 山岡大尉(31) ト共ニ依然深刻ナル研究ヲ繼續シアリタリ

櫻会ノ成立スルトキ吾等四名ハ其儘櫻会ニ入レリ 然ルニ会内ノ事情前述セル如キヲ以テ吾等四名ハ極力改革案ノ完成ヲ急キ一方ニ会ヲシテ是カ化セシメサルコトニ努力レツ、昭和五年暮ニ到リ當時上司ハ櫻会ニ對シ概シテ不快ノ念ヲ抱キアリタリ

櫻会ノ進出

昭和六年十月參謀本部及近衛師團等各一部、將校ニヨリ國家改造ヲ武力ニ訴ヘテ決行セントスル謀議行ハレタリ本事件ハ未遂ニ終リト雖モ所謂十月事件トシテ陰ニ喧傳セラレアリ或ハ非難シ或ハ贊シ互ニ論議セラレツ、而カモ或ハ事実ヲ曲歪シテ論議者自体ニ有利ノ如カラレメ往々真相ヲ誤傳セラル

本事件ハ何レノ方面ヨリ見ルモ重要視スヘキ内容ヲ含ミ將來必然的ニ起ルヘキ第三第四次等々ノ基ニ貴重ナル參考ヲ呈ス

以下吾ノ知見セル範圍ニ於テ所謂十月事件ヲ記述スベシ

吾ト所謂十月事件トノ關係ハ以下記述スル所ニヨリ明白ナリ要

ハ吾本事件ニ密接ナル關係ニアリシハ極メテ明瞭ナリ

所謂十月事件ニ對シ極メテ密接ナル關係ヲ有ワモノニアリ

曰クハ櫻會 (2) 三月事件

櫻會

櫻會ノ概觀

本會ハ陸軍省参考謀本部、少壯將校カ中心トナリ國家改造ヲ目論ミ建設セラレタルモノナリ(但シ櫻會ナル名稱ハ便宜上會建設久シキ後ニ於テ附セラレタルモノナリ)

建設日時 昭和五年秋九月下旬

指揮者 參謀本部 橋本砲兵中佐 (23) 期

陸軍省 坂田歩兵中佐 (21) 期

警備司令部 樋口歩兵中佐 (21) 期

等ヲ始メ約二十數名

吾ハ本會ノ綱領宣言等ノ起草ヲ托セラレ最初ヨリ本會ニ關係深シ目的 本會ハ國家改造ヲ以テ終局ノ目的トシ之カ爲要スルハ武力ヲ行使スルモ辭セズ

會員 現役陸軍將校中ニテ階級ハ中佐以下國家改造ニ關心ヲ有シ私心ナキモノニ限ル